

がいようばん 概要版

だい て し
伊達市

だい き しょう しゃ けい かく **第4期 障がい者計画**

だい き しょう ふくしけいかく **第7期 障がい福祉計画・**

だい き しょう じふくしけいかく **第3期 障がい児福祉計画**

きほんりねん **基本理念**

しょう **障がいのあるなしにかかわらず、 くらしやすい福祉のまちづくり**

本計画においては、基本理念が目指す福祉のまちづくりを実現するため、4つの基本方針を設定し、基本方針を踏まえた施策・事業を展開していきます。また、基本方針ごとに進捗状況を把握していくことで、計画の推進管理を行っていきます。

障がいのあるなし、障がいの種別や程度にかかわらず、住み慣れた伊達市で住み続けられ、さらには伊達市で生活して良かったと言える地域づくりを目指します。

けいかく すいしんたいせいさく **計画の推進体制策**

(1) 市内の推進体制の整備と市民・関係機関等の連携

計画の基本理念の実現に向けては、障がい者福祉の分野にとどまらず、市のさまざまな部局や関係機関との総合的な取組が重要です。今後、伊達市自立支援協議会を積極的に活用しながら計画を進めます。

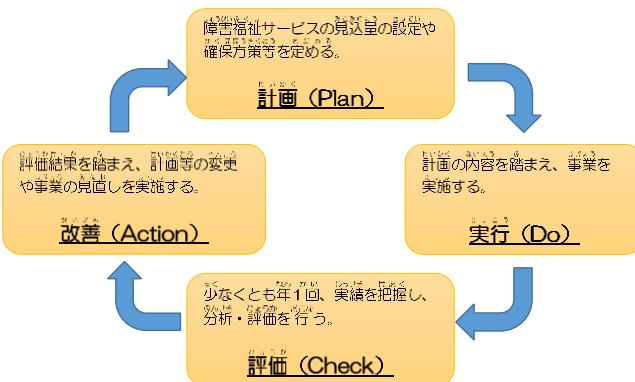
また、市民や関係機関等と連絡・協議の上、市民のニーズの変化や社会動向に対応できるよう、計画の具体的な部分については適宜、見直しを行っていきます。

(2) 計画についての広報・啓発の推進

広く市民の理解や協力を得るために、市の広報誌やホームページなどさまざまな機会を通じて計画の広報・啓発活動を進めます。

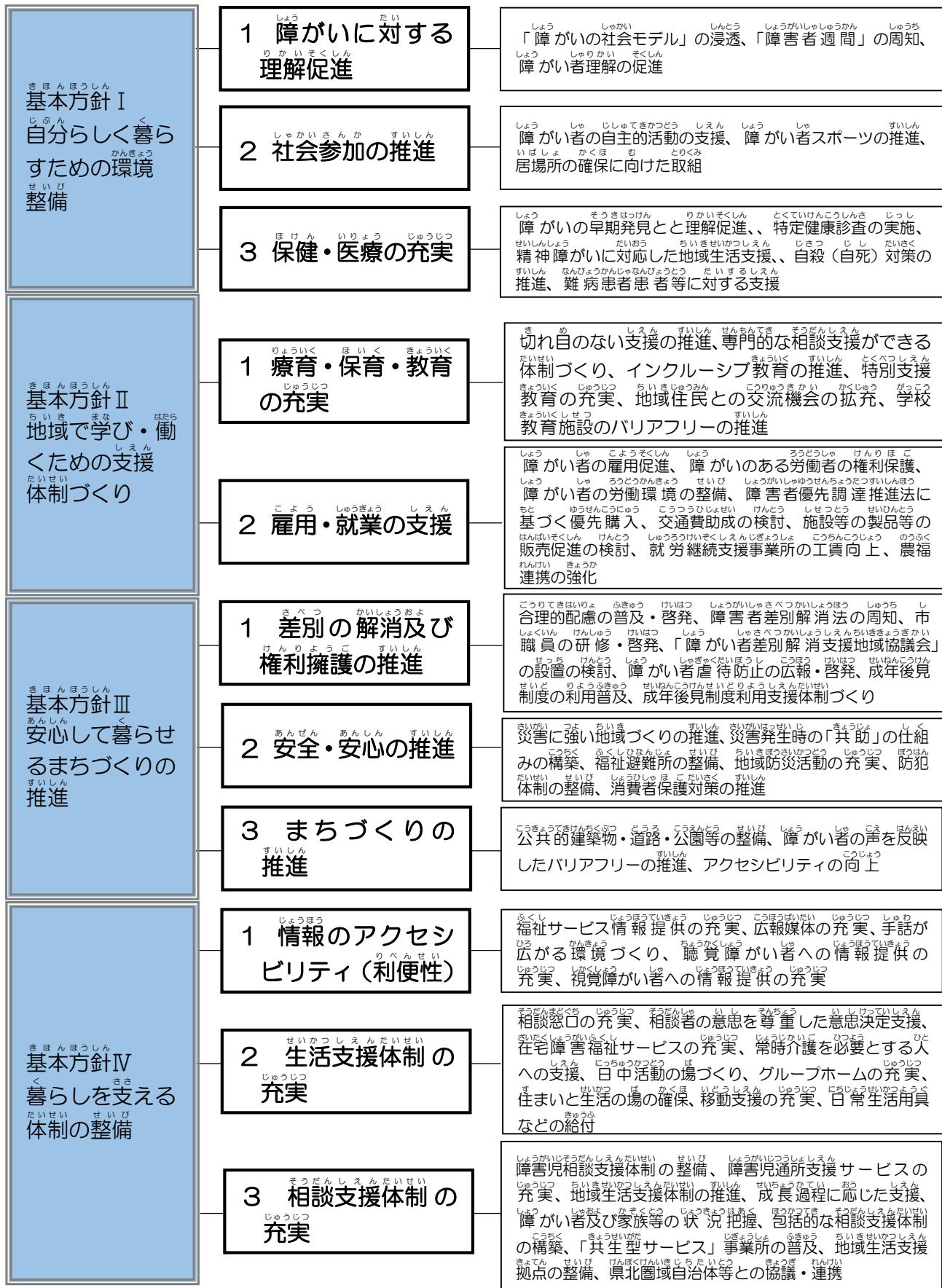
(3) 計画の進行管理

障害者総合支援法に基づき、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めたときは、計画を変更することなど必要な措置を講じる「PDCAサイクル」を導入します。



だい き しょ しゃ け い か く せ さ く た い け い 第4期障がい者計画の施策の体系

障がいのあるなしにかかわらず、くらしやすいくらしやすい福祉のまちづくり



だいきしょうふくしけいかく 第7期障がい福祉計画における障害福祉サービスの確保の方策

(1) 訪問系サービス

そうちんしょんじぎょううしおうとうれんけいはか
相談支援事業所等と連携を図りながら、適切なサービスの量及び質の確保
に向けた取組を行いながら、障がいのある人の在宅での生活が充実化される
ように努めます。

(2) 日中活動系サービス

せいかつかいごりょうぞうかよそく
生活介護は、利用の増加が予測されるため、安定的な支給の確保に努めま
す。就労系サービスについては、質の高いサービスの提供や個々に応じたサ
ービスの提供体制を整えます。「農業分野」と「福祉分野」が一体となって
おこなふくれんけいとりくみしえんつと
行う農福連携の取組への支援に努めます。

たんきゅうしょりょうそくしんかいごしゃふたんけいげんはか
短期入所については、利用を促進し、介護者の負担軽減を図ります。

(3) 居住系サービス

ちいきいこうすす
地域移行が進められている中、共同生活援助のニーズは今後さらに増加す
る予想されます。安心して生活できる居住の場や地域支援体制の確保に努
めます。

(4) 相談支援の整備

ていねいこまかんほんそうだんしえんひつよう
丁寧でより細やかな基本相談支援と必要なモニタリングの確保により適切
なサービス利用計画が作成されるよう努めます。
ちいきいこうちいきていちやくかんけいきかんれんけい
地域移行と地域定着については、関係機関と連携しながら支援体制の確保
に努めます。また、地域移行を進めるにあたり、精神障がいにも対応した
ちいきほうかつせいいび
地域包括ケアシステムを整備していきます。

だいきしょうじふくしけいかく 第3期障がい児福祉計画における障がい児支援の確保の方策

(1) 障害児通所支援

じどうりょういくおよくんれんまたにっちゅうかつどうば
障がいのある児童の療育及び訓練又は日中活動の場として、地域におけ
る児童数や保育所等での障がいのある児童の受け入れ状況等の把握に努め、
てきせつりょううしえんたいせいせい
適切にサービスを利用できるように支援体制の整備に努めます。

(2) 障害児相談支援

じどうたいふくしきどうせいどしゅうちつと
障がいのある児童に対する福祉サービス等の制度周知に努めます。
そうちんだんじれいきょうゆうとうかんとりくみおこなしつたか
相談事例の共有等に関する取組を行い質の高い支援体制の強化を図ると
ともに、保育・教育機関、障害児通所支援事業所等との連携を図ります。
ほいくきょういくきかんしうがいじつうしょしえんじぎょううしおう
また、医療的ケア児コーディネーターの配置を目指しながら、迅速・的確
な相談対応ができる体制づくりに努めます。

地域生活支援事業の確保の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障害者差別解消法に基づく差別解消の推進のため、広報誌、ホームページ等を活用した広報活動をしていきます。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族で構成される当事者団体が行う社会参画活動等が円滑に進むよう支援します。

(3) 相談支援事業

住宅入居に関する相談支援の実績等を確認しながら、関係機関との連携を図り支援体制について検討します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

本計画を成年後見制度の利用促進に関する法律及び国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく成年後見制度利用促進計画と位置づけ、支援体制づくりの整備を進めていきます。

(5) 意思疎通支援事業

手話に対する理解を深め、手話を広く普及するとともに、手話を使う障がいのある人が安心して日常生活を送ることができる環境づくりを進めます。

(6) その他の事業

事業周知を図りながら利用者のニーズを的確に把握し、相談支援事業所等との連携を図りながら必要なサービス供給体制確保及び適正な事業実施に努めます。

計画期間

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者計画（6年間）				第4期		
障がい福祉計画（3年間）		第7期		第8期		
障がい児福祉計画（3年間）	第3期			第4期		

伊達市第4期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
令和6年3月発行伊達市編集伊達市健康福祉部社会福祉課

住所 福島県伊達市保原町字舟橋180番地

連絡先 TEL: 024-575-1274

FAX: 024-576-7199

E-Mail: syakai@city.fukushima-date.lg.jp

<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/>